

Title	グアテマラにおける真実と正義に関する一考察：癒しと和解に向けて
Sub Title	Reflexiones sobre la verdad y la justicia en Guatemala
Author	狐崎, 知己(Kozaki, Tomomi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2002
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.94, No.4 (2002. 1) ,p.687(123)- 701(137)
JaLC DOI	10.14991/001.20020101-0123
Abstract	
Notes	小特集：マス・キリングの社会史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20020101-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グアテマラにおける真実と正義に関する一考察

——癒しと和解に向けて——

狐崎 知己

1. はじめに

19世紀初頭の独立以来、政治体制をめぐる暴力の行使が絶えないラテンアメリカ諸国ではあるが、明確にジェノサイドと呼べるような大量殺戮が行われたケースはグアテマラを除いては存在しない。アルゼンチンやチリなどの軍政下では、主として反体制政治活動家及びそのシンパと見なされる個人を対象に暴力が行使されたのに対し、グアテマラでは1961年から1996年に至る内戦の時代に、ラディーノ国家の手になる全体主義的な暴力が、ゲリラ掃討の形をとって特定地域に居住するマヤ民族集団の絶滅を目的に行使された⁽¹⁾。20万人を超える死者・行方不明者の大半が先住民族であったことは、グアテマラ紛争の性格がイデオロギー対立というよりも、むしろアパルトヘイト時代の南アフリカに近いことを意味しており、ポストコロニアリズムと人種化された政治経済的特権及び暴力の関係を転換することなしには、正義も和解も不可能であることを示しているように思われる（Amadiume 2000）。

リゴベルタ・メンチュウは「グアテマラはラテンアメリカ及び国際社会におけるジェノサイドに対する闘いのパラダイムのケースである⁽²⁾」と指摘する。国連とカトリック教会がそれぞれ担った二つの真相究明活動の結果、グアテマラのジェノサイドに関しては相当量の証言や証拠が挙がっている。カトリック教会が担った真相究明活動（スペイン語の略称から「レミー」の名で知られる）の中心人物であり、報告書の公表直後に惨殺されたヘラルディ司教の殺害犯ならびにジェノサイドの責任者を裁くことができないならば、国際社会はジェノサイドを阻止しうる制度構築にまたしても失敗することになるだろうと主張する。逆に、徹底した真相究明活動から得られた科学的証拠をもと

(1) グアテマラ紛争の要因と展開については、歴史的記憶の回復プロジェクト編 2000 『グアテマラ 虐殺の記憶』飯島みどり・狐崎知己・新川志保子訳、東京：岩波書店を参照。なお、ラディーノとはマヤ先住民族と対比して使用される文化概念であり、非先住民一般をさす。

(2) 2001年8月17日グアテマラ市で開催された「真実・正義・和解フォーラム」における発言。

に正義を勝ち取ったうえで、犠牲者の大半を占める先住民族に対して歴史的な謝罪と賠償がラディエーノ（非先住民）権力の側からなされるならば、スペイン征服以来の5世紀にわたる分断と対立を克服しうる歴史的な和解への重要な一步を築くことになるはずである。

本稿の目的は、グアテマラを対象に、真相究明と正義、癒しと和解の関係を考察することにある。正義には法的裁きと同時に、コロニアリズムの歴史的な謝罪と賠償（経済的及び非経済的）が含まれる。ハンナ・アレントの言う根源悪（radical evil）、すなわち「裁くことも赦すこともできないような悪」を前に、正義と和解は両立しえないのであろうか。真実は決して正義を代替するものではないが、その究明努力、とりわけ犠牲者の名誉回復と生き残った人々の必死の声に真剣に応答する努力（responsiveness）は癒しと和解への道を切り開くのではないだろうか（アレント 1973）。「人の苦しみはそれを見たものに義務を負わせる」というポール・リクルの「絶対倫理」は、真相究明活動に対する国際社会の支援義務と認知義務に根拠を与えるものである（リクル 1997）。

真相究明活動においては、ラテンアメリカは先進地域に区分できるだろう。これまで世界で設置された21の公的な真相究明委員会のうち、7件がラテンアメリカに属し、世界的な真相究明活動の発展に貢献してきた（Hayner 2001）。なかでもグアテマラにおける真相究明委員会（CEH）は、和平協定に規定された当初の調査権限自体はきわめて弱かったものの、南アフリカやエルサルバドルと並んで、規模・人員・調査範囲に関してはもっとも広大であり、12巻からなる期待以上の調査成果を公表した（CEH 1999）。また、公式の真相究明委員会であるCEHとは別に、カトリック教会が中心となって『歴史的記憶の回復プロジェクト』（レミー）という犠牲者の救済と癒し、和解を目的とする草の根レベルでの真相究明活動が展開されてきた点も特筆される（ODAG 1998；歴史的記憶の回復プロジェクト編 2000）。従来、真相究明活動に対しては「西欧中心主義」または「法律一辺倒」という批判がとくに途上国の人権団体や知識人から寄せられていたが、グアテマラの二つの真相究明活動では、女性と子供に対する暴力及び（先住民）文化の破壊が調査対象として明記され、報告書でも特別の章が割かれた。ジェンダーとコロニアリズム批判に対する国際社会及びカトリック教会からの応答の一つとして評価できるだろう。

正義については、ジェノサイドの責任者に対する訴訟がグアテマラ国内の裁判所、スペイン、フランスなどの国外裁判所、ならびに米州人権裁判所という国際機関の3レベルで進行しているほか、ルワンダや旧ユーゴのような特別法廷設置への働きかけもなされており、人権の普遍性という観点から各司法制度の判断が注目される。1970年代初頭以来、ラテンアメリカ各国の軍部・情報機関とヨーロッパ諸国のネオナチやファシスト集団などのテロ組織が国際的なネットワークを構築して、「コンドル作戦」の名で知られる反体制派の誘拐・拷問・虐殺をラテンアメリカ各国で繰り返したことが明らかになりつつある。米国やイスラエル、台湾などの諸政府や多国籍企業がラテンアメリカの軍政や独裁政権に対して訓練・武器・資金・情報を提供し、大量殺戮に加担したことも知られている。多国籍・国際的なジェノサイド装置に対抗するには、国境を越えた司法制度の連携が必要と

される所以でもある。

コロニアリズムに関連する正義については、和平協定にマヤ民族諸団体の要求と ILO（国際労働機関）の支援を受けて「先住民族のアイデンティティと権利に関する協定」が盛り込まれたうえ、2000年よりマヤ民族コミュニティを対象にした補償プログラムが試験的に開始されており、歴史的な射程をもった和解のテストケースとして注目される。実際、グアテマラ紛争を帝国主義対解放勢力というイデオロギー対立ではなく、ラディーノ権力のマヤ民族に対する暴力的支配の強化という文脈で読み替える動きが紛争終結前後からマヤ民族集団の間で強まっている。とりわけゲリラを自らの解放勢力と判断して、これに直接参加したか、もしくは間接的な支援を与えたマヤ民族の指導層の間でこのような傾向が顕著である。真実と歴史的集団的記憶の関係を分析するうえでも注目されるケースといえるだろう。

2. ジェノサイドの解剖

グアテマラに伝授されたジェノサイドの手法は、20世紀をとおして他の地域・諸国で蓄積されてきたものである。グアテマラ軍の高級将校の多くは米軍の訓練を受けており、CIA 工作員が誘拐・拷問などに長年にわたって関与していた。叛乱鎮圧戦略に関する米国人エキスパートによれば、グアテマラ政府軍の平定戦略は「米国のベトナム戦争戦略が20%、イスラエルと台湾の将校が伝授した戦略が20%、残りの60%がグアテマラ国内産」と指摘している（Schirmer 1998. p.59）。ジェノサイドの再発防止には、国際レベルにおける情報公開と非合法的な作戦伝授の責任者の処罰が必要とされるが、CEH の調査にたいして米国を除く諸国はいっさい協力をしなかった。

CEH はジェノサイドの検証に際して、グアテマラも締約国であるジェノサイド条約の規定に従い、グアテマラ国内の4地域を選別して調査を行った。ジェノサイドの有無の検証が重視されたのは、マヤ民族の側からの強い要請を受けたためであった。調査の結果、「軍事目標にはなりえない指導者の殺害や年少者への犯罪行為など、マヤ民族集団にたいして体系的に向けられた破壊行為の繰り返しは、ある特定の民族に帰属していることが犠牲者に共通する要素であることを示すものであり、かかる行為は当該集団の『全体ないし部分的な破壊の意図』をもって行使された行為の証左」であり、ジェノサイド条約第2条に違反することが明らかにされた。報告書では、「1981年から83年にかけて、軍部は国家安全保障ドクトリンに則してマヤ民族集団を国内敵と同一視し、ゲリラへの物資供与・戦闘員補充・部隊隠匿を行う支持基盤であるか、もしくはそうなる可能性がある」と判断し、戦闘員やシンパであるかどうかの区別なしに4地域に居住するマヤ民族集団に対するジェノサイド行為を執行した」と結論づけられた（CEH Tomo III 171-211; Tomo V 48-51）。

グアテマラにおけるジェノサイドは、国家安全保障ドクトリン（DSND）に体现された政治軍事的性格と人種主義（racismo）的性格の双方を併せ持っている。この点に関して、CEH は「軍部の

目的は、人種主義ではなく政治軍事的な性格を動機としていたとしても、グアテマラ国家の敵としてマヤ民族集団を設定し、その部分的破壊にあたった」(CEH Tomo III: 416) のであり、「人種主義は共同体に対する軍部の行為の残虐性を説明するのに役立つ基本的要素である」(CEH Tomo IV: 171) と指摘し、つぎのような分析を行っている。

(4 地域での) 軍事作戦は、国防関係の諸機関の事前の完全な承認と参加・支援のうゑで遂行された。陸軍及び空軍ならびにその他の地域から動員された部隊が、非戦闘員を対象に暴力を行使していった。攻撃パターンはジェノサイドを特徴づけるものである。まず共同体の指導者を公の場で拷問のうゑ殺害し、集団の抵抗力を奪った。絶滅・大量破壊作戦では、女性・子供・老人も含まれ、拷問と集団的レープの行使ののちに殺害が執行され、避難民への追撃が空爆を伴う形で行われ、集団メンバー間の社会的凝集性が根本から破壊された。さらに、集団の社会構造の再建のあらゆる可能性を打ち砕く試みが行われた (CEH Tomo III. 417)。

グアテマラで行使されたジェノサイドは、首謀者や実行者といった個人個人の罪に加えて、大半の行為が実行犯ではない高級幹部によって事前に計画された政策の産物であることから、国家としての責任が存在する。軍上層部は部下が犯した虐殺を周知しており、事件の大半が公然化していたにもかかわらず、これを調査し責任者を罰するための行動を何らとらなかった。グアテマラ国家はジェノサイド条約が規定する自国領土で行われたジェノサイド行為を調査し処罰するという義務を履行していない (CEH Tomo III: 422-423)。

以上のように CEH はラディーノ軍事国家の最高幹部が計画し、実態を承知のうゑで特定地域に居住するマヤ民族集団の虐殺と社会組織・文化の根こそぎ破壊を目的に、ジェノサイドを行ったことを明らかにした。

グアテマラにおけるジェノサイドを図式的に整理すると以下のようなになる。

1) 境界線のゆらぎ

マヤとラディーノという非対称的なパワーをもつ歴史的に不信と憎悪を基調としてきた二つの集団間の境界が、1950年代後半から70年代前半に至る時期に、さまざまなレベルで揺らぎだす。マヤ農民の意識化と組織化に対するラディーノ農園主が抱くローカル・レベルでの脅威の高まり、キリスト教民主党的農村部での躍進とマヤ市長の相次ぐ誕生に対する地方都市在住の伝統的ラディーノ支配層が抱く地域レベルでの脅威の高まり、共産主義ゲリラとマヤ先住民の結びつきによる革命闘争の進展、革命運動の民族紛争への転換の可能性にたいするナショナル・レベルでのラディーノ支配層の恐怖の高まりである。

2) 国内敵という概念を用いた特定集団の非人格化

歴史的に存在してきたラディーノとマヤ先住民間の不信と憎悪の記憶が、ルカス・ガルシア政権(1978-82)の無差別暴力を契機にベンヤミンのいう「歴史のさかなで」のような形で発現する。二つの集団が相互に自分自身の最も望ましくない動機や特徴を投影しあい、恐怖と憎悪が増殖してゆく。トドロフが他者の記号学で抽出して見せた鏡像モデルの増幅であり、ベトルハイムが分析した親衛隊とユダヤ人との間で形成された類型的な「悪」の相互イメージと同じプロセスである(トドロフ 1986; ベトルハイム 1975: 236-238)。

3) 二つの集団間の境界線の破壊と一方の他方への暴力的浸透, ならびに DSND にもとづく先住民社会の根こそぎ破壊

境界の破壊は、まず先住民青年を対象にした強制的差別的徴兵として開始される。紛争時代を通じて18歳から24歳の農村居住男性の20%が徴兵された。マヤの側から見るならば、先住民社会からある世代の重要な部分がラディーノ世界に暴力的に連行され、ラディーノ軍事主義的な価値を内面化させられたことを意味する。マヤ青年の間で兵役を務めることが男らしさを示す重要な価値となったのは、徴兵が本格化した1970年代以降のことであり、その影響は現在でも色濃く残っている。

徴兵とならんで、村に残った男性を対象とした自警団(PAC)の編成と幹部への軍事教練、虐殺への加担の強制が始まる。軍部は最も残虐な行為に進んで関与した人物をPAC幹部に任命したうえで、地域社会を統制する権限を付与していった。幹部は丹念にラディーノと軍隊の文化コードを学習し、DSLN イデオロギーの民衆版を内面化していった。

4) コミュニティ再建と境界再編への試み

PAC 幹部は、自らの権威の源泉はコミュニティ内部にはなく、あくまで軍部から派生しており、軍部に教え込まれたラディーノの軍事主義的価値観の堅持と軍部への忠誠こそが、地位の保全に欠かせないことを理解していた。和平協定の締結をもってPACは公的には解体される運びとなった。当初、報復や法的処罰を恐れて身を潜めていたPAC幹部は、何ら処罰がないことを見て、また軍強硬派によるPACの組織維持への露骨な呼びかけに反応して、村落開発委員会などに形をかえながら実質的な権限と組織の維持を図っている。

例外的にPAC幹部がジェノサイド容疑で起訴されたケースもあるが、さらなる訴追を避けるために、かえって他の地域でのPAC幹部と軍部の結束が強化された点は否めない。ローカル・レベルにおけるコミュニティの再建と境界の再編のうえで、軍部に依拠したPAC幹部のパワー、すなわちコミュニティ内部に打ち込まれたラディーノ軍事主義の楔は避けることができない障害となっている。

ジェノサイドを生き残ったマヤの人々が、この楔を法的処罰を通して抜き去るのか(和解なき正義)、真相究明と補償・和解というプロセス(正義なき和解)を経由するのか、もしくはグアテマラ政府が目指すような過去を水に流して全ての参加者に利益があるような地域社会の開発プログラム

への参加を通して不問にしてゆくのか（正義と和解の先送り）、重大な選択肢が残されたままになっている。リゴベルタ・メンチュウは、グアテマラが「恐怖の実験場」(laboratory of terror)であったことを子供や孫に語りつづけることを主張するが、上述のようなコミュニティの内部で脆弱な立場にある寡婦が恐怖と脅迫を克服して真実を単独で語ることは極めて困難であろう。

この問題に関して、被害の最も激しかったキチェ県において、レミーの担当者らが真相究明活動の成果を各コミュニティに持ち帰り、ローカル・レベルと全国レベルにおける紛争の勃発から拡大に至るプロセスを加害者・傍観者そして犠牲者という様々な立場から捉えなおす努力を続けている。その一つの成果が被害がとりわけ集中したイシュカン地域における証言をまとめあげた『イシュカンの記憶（1966-1992）—土地・戦争・希望』である（Diócesis del Quiché 2000）の出版である。300ページを数えるこの本の各ページには、コミュニティごとに人びとが虐殺された状況が地域の人々の日常用語で語られている。無名のまま葬り去られた多数の死者の一人一人が、加害者や傍観者を含む多様な立場を反映した証言の収集と編纂作業を通して人格と名前を取りもどし、死者と残された者、加害者と犠牲者そして傍観者の間の、共同体レベルでの和解を呼びかけているのである。

他方、和平協定の履行と補償プログラムの立案・執行を担う平和省は、2000年より30箇所のマヤ・コミュニティを対象に補償を通じた和解へのパイロット・プログラムを試みている。評価には時間が必要だが、レミーの参加型手法を用いたワークショップを通して、共同体内の軍協力者や権力者らが紛争を利用して犠牲者から奪った土地を遺族に返還するケースも出ているという。マヤ文化における「正義」の意味内容を反映した補償プログラムをマヤ犠牲者の参加によって形成する努力が必要とされている。コミュニティ内部の和解からコミュニティ間の和解へ向けて、真相究明と還元活動を通じたローカル・ヒストリーの再構成と補償プログラムの組み合わせが有効であるように思われる。

3. 真相究明の意義

ジェノサイドを経験した社会には、あまりにも多くの犠牲者と加害者、そして傍観者が存在する。そのうえ、犠牲者と加害者の区別が判然としないケースが多く（たとえばPACへの強制参加者や拷問により転向したゲリラ）、加害者を特定化して法的な処罰を加えるという正義を貫徹することがきわめて困難となる。もともとジェノサイドが発生するような社会では司法制度が崩壊しており、短期間での修復は望みえない。ジェノサイドの真相が究明され、加害者が罪を償い、犠牲者が然るべき補償を受けるべきであるという正論を、現実に応用しようとするならば、すべてが極めて中途半端に終わり、不満のみが蓄積されてゆくことになる。期待が高ければ高いほど、失望と幻滅も強くなる。明日の糧さえ確保するのが困難な、長期の武力紛争に引き裂かれた貧困国ではなおさらである。不条理な暴力に対応しうる条理はなく、大量殺戮には整然とした終幕はない。

この種のシニシズムに対抗しながら、大規模人権侵害への対応策として、これまで国際特別法定の設置、国内法定での処罰、超法規的パージ（公職追放）、真相究明、恩赦などの措置がとられてきた。これらの措置を正義から恩赦・免罪に至るラインに従って4種類に分類することができる。もちろん復讐も一つの形態であり、レミー証言者の3分の1は復讐を望むと語っている。復讐心は正義を求める力の支えとなるが、際限のない暴力の悪循環を引き起こしうることから、私的な復讐を公的な処罰にシフトさせるのが以下の措置である。

- 1) 報復主義。人権侵害に加担した者を一人残らず裁くことを目的とする。一人一人の犠牲者が被った苦しみをすべてを、一人一人の加害者に同じだけ味あわせるという意味での均衡主義であり、誰一人法の上にも外にも立つことはありえないという意味での公正な法治主義を基盤とするコミュニティの確立への試みとも言える。
- 2) 抑止主義。1) の報復主義が現実には実行不能であり、それを承知で試みるならばかえって法に対する信頼を揺らがすという観点から、処罰者の対象をジェノサイドの最高責任者など少数の象徴的人物に限定する立場である。公平性を犠牲にする反面、最高権力者の地位にあった人物を選びだして裁くことにより、法に対する信頼を醸成すると同時に、寛容性にもとづく民主主義を支える政治文化を育成しようという目的がある。
- 3) 真相究明と再発防止への勧告。犠牲者の救済と名誉回復・賠償を主目的におくとともに、大規模人権侵害の再発防止に必要な諸措置を勧告する。
- 4) 不処罰主義。裁判にて有罪を明らかにしたうえで恩赦を与えるケースと、そもそも罪の存在自体を問わない免責の二通りのケースがある。いずれも全体主義体制から民主体制へのスムーズな移行を最重視し、エリート権力者間の交渉によって人権侵害者を免罪しながら、旧体制の権力者を新体制の内部に取り込み、民主体制の確立を目指す立場である。

上記1) と2) は法的な正義を要求する措置であり、真相究明や犠牲者の救済は主目的にはならない。現実には、人権侵害の責任者を裁く際には以下の諸点が問題となる。

- ①新体制の政治力。大規模虐殺を経験した多くの国で、虐殺の責任者・集団が力と影響力を保持しているため、あえて起訴に持ち込もうとするならば、政治的な不安定性と場合によっては体制崩壊がもたらされる。
- ②犯罪に関する世界認識の変化。犯罪の実施時期と裁判の時期の間に世界認識のうえで差異が生じている可能性がある。たとえば、国際共産主義への闘いは国防上、当然必要とされる戦争行為であり、ナショナリズムの発露であるという冷戦以前のディスコースは、冷戦終結後意味をなさなくなった。
- ③責任者の確定・限定に伴う技術的な困難。加害者と被害者の混在、上官の命令への服従義務に関

する判断、民主体制の強化のうえでどこまで責任者・集団を免責すべきかという判断など、合意を得るのが非常に困難な問題が存在する。

- ④遡及的正義の合法性。体制移行や内戦終結の際に恩赦令が発布されることが通常であり、これを覆して裁くことが可能であるのかどうかについて司法関係者の判断は大きく分かれる。政治的にもいったん発布された恩赦が撤回されるならば、その後、体制移行や内戦終結のための条件づくりが困難になるのは確実である。
- ⑤いかなる措置に対しても広範な批判が残る。起訴・裁判に要する莫大な時間とエネルギーとは対照的に、有罪になるのはごく少数の人物である。犠牲者への補償やリハビリも不十分である (Nino 1996 ; 大串 1999)。

以上のような理由から、正義が困難な場合、全面的な免責・不処罰を回避し、裁きに代わるもう一つの措置として真相究明委員会の設置が注目されている。グアテマラの場合、ミルナ・マック⁽³⁾やヘラルディ司教の殺害をめぐる重要裁判が示すように、①から⑤の状況すべてが該当し、限定的裁きでさえも非常に難しいとみられている。ただし、和平協定と抱き合わせて議会を通過した国民和解法(恩赦法)では、ジェノサイドや拷問・失踪など人道に反する罪は政治目的であっても免責の対象からはずされており、裁判への道はかろうじて残されている。また、リゴベルタ・メンチュウに象徴される紛争犠牲者の諸団体、人権団体、カトリック教会、先住民族諸団体は一致して、ジェノサイドと人道に対する罪の責任者たちが法的に裁かれることを要求しつづけている。真相究明委員会の活動と報告は正義を代替するものではないし、赦しを与えるかどうかの判断は犠牲者の側に委ねられている点を確認しておきたい。

真相究明委員会が重視されるのは、一つには、ジェノサイドの責任者・集団がこの事実を隠蔽することに起因する。ナチスの隠蔽工作は粗雑であったが、あれほどの殺戮を信じる者などいないという自信に裏付けられていたためである。グアテマラにおいても、以下に例示するように、政府・軍部は一貫して非武装市民の虐殺や失踪を否定しつづけてきた。その一方で、80年代後半になると軍部は訴追の可能性を避けるために、度重なる恩赦令を発布していった。

- ・内務大臣・公共大臣・検事総長・軍およびカトリック教会の代表からなる失踪者に関する調査委員会の報告書(1984年3月)では「グアテマラには一人の失踪者もおらず、該当者は米国ロサンゼルスで就労しているか、もしくは山中で武装闘争に従事していると判明した」と記されている。
- ・軍部の常套手段は、住民虐殺を「対ゲリラ軍事作戦の遂行」、避難民の大量拘束を「ゲリラからの解放」、非武装市民の殺害を「戦闘員の打倒」、生存手段の破壊と飢餓の蔓延を「戦争に伴う悲

(3) ミルナ・マックは国内避難民の調査を行っていた人類学者で、1990年9月に軍情報部によって殺害された。

しむべき状況」と言い換えるなど、虐殺と大規模人権侵害をあくまで戦闘行為と主張することであった。誘拐や拷問、レイプの訴えに対しては自作自演の狂言と白を切り、何千人もの殺害を「総人口から見て比較的少ない」と平然と言い放っていた (Cabañas 1999: 187-188)。

- ・グラマホ国防大臣は88年3月、秘密墓地の存在を告発するものは皆、叛逆者であり、「死者はすべて叛逆者によって葬られたから、秘密墓地なるものが存在する」と言明するが、翌年からはじまった秘密墓地発掘の結果、釈明に窮することになった。
- ・真実が徐々に明らかになるにつれ、軍部の弁明のしかたは、「組織としての軍部は決して人権侵害に関与していない」(1992年国防大臣ドミンゴ・ガルシア・サマヨア将軍) というものか、もしくは80年代初頭に作戦を担当していた将校や政治家の責任に帰し、自分は手を汚していないという態度に変化していった。

一般に真相究明委員会とは、以下の目的を遂行するために、国家によって公式に認可された組織であり、最長2年程度の活動を行い、報告書の提出をもって任務を終える委員会を意味する (Hayner 2001: 14-24)。

- ①時間軸に沿って過去の侵害を究明し、公的に認知する。
- ②犠牲者の精神的・経済的救済・支援を目的に、ニーズに対応する。
- ③訴追のための根拠となりうる多くの証拠資料の蓄積により、正義と説明責任に貢献する。
- ④虐殺を引き起こした制度的責任・欠陥を暴きだし、再発防止へ向けた諸改革を勧告する。
- ⑤和解を推進し、過去をめぐる紛争の可能性を低減させる。

相当強力な調査権限が委員会に付与されていない限り、加害者側の協力は望み得ないだろう。つまり、大半の真相究明活動においては、被害者の側が残虐行為の立証責任を負わされるという不条理が避けがたいのである。この過程で慎重なりハビリや精神的ケアが伴わない限り、被害者は苦しい過去を追体験させられ、二重のトラウマに捉えられてしまう危険がある。その一方で、加害者側からは過去の傷口を再び開けるな (誰の傷口で、それは閉じていたのか?) という脅しや、過去を水に流して歴史の新しいページをめくろうという意味不明な誘導が被害者に向けられる。だが、犯罪の種類や犯人が特定化されていない事件は赦しようがない。忘れたくとも忘れられないという被害者のトラウマへの対応策が求められているのである。この点、真相究明活動は以下に論ずるいくつかの条件が満たされるならば、犠牲者の癒しと和解につながる可能性をもっている。

委員会の権限は、移行期の政治的性格、侵害の責任者・組織のパワー、市民社会の組織力と影響力、国際社会の関心などによって大きく異なる。表1にあるように、グアテマラのCEHは予算・人員規模・調査対象期間・調査範囲において既存の真相究明委員会のなかでもっとも幅広い部類に属する反面、調査権限 (証言者の召喚、資料の捜査・押収、証人保護) と報告権限 (加害者の実名記載、

表1 真相究明委員会の権限

大・強・広		小・弱・狭		
<p>予算</p> <p>3500万ドル以上 南アフリカ</p> <p>500万—3500万ドル グアテマラ</p> <p>100万—500万ドル チリ エルサルバドル</p> <p>50万ドル—100万ドル ウガンダ (1986)</p> <p>50万ドル未満 チャド</p>				
<p>人員規模</p> <p>200人以上 南アフリカ</p> <p>101—200人 グアテマラ</p> <p>51—100人 アルゼンチン チリ ハイチ</p> <p>11—50人 エルサルバドル ウガンダ (1986)</p> <p>10人以下</p>				
<p>活動期間</p> <p>3年以上 ウガンダ (1986)</p> <p>2—3年 南アフリカ スリランカ</p> <p>1—2年 グアテマラ シエラレオネ ナイジェリア</p> <p>9ヶ月—1年 アルゼンチン チリ ハイチ</p> <p>9ヶ月未満 エルサルバドル</p>				
<p>調査対象期間</p> <p>30年以上 南アフリカ グアテマラ ナイジェリア</p> <p>15—29年 チリ</p> <p>10—14年 エルサルバドル</p> <p>5—9年 アルゼンチン シエラレオネ</p> <p>5年未満 ハイチ</p>				
<p>調査権限 (召喚, 捜査, 押収, 証人保護)</p> <p>南アフリカ シエラレオネ</p> <p>スリランカ エルサルバドル ウガンダ (1986)</p> <p>アルゼンチン チリ ハイチ グアテマラ</p>				
<p>報告権限 (加害者実名記載, 拘束力のある勧告)</p> <p>非常に強力 エルサルバドル シエラレオネ</p> <p>強力 南アフリカ</p> <p>ある程度の力 スリランカ</p> <p>弱体 チリ アルゼンチン</p> <p>かなり制約 グアテマラ ハイチ</p>				
<p>調査範囲</p> <p>非常に広範 エルサルバドル チャド グアテマラ ナイジェリア</p> <p>一部侵害を除外 南アフリカ</p> <p>大幅に除外 チリ</p> <p>狭い焦点 アルゼンチン</p>				

(出所) Hayner, Priscilla B., *Unspeakable Truths*, New York and London, Routledge, 2001, p.321 Chart 8.

□は多くの環境下で、もっとも理想的なタイプ。

勧告の法的拘束力) の点でもっとも弱体な部類に属するという、かなりアンバランスな特徴を有していた。

他方、レミーは公的な性格はもたない反面、たんなる量的なデータ収集や事実の追及ではなく、犠牲者の癒しを主目的の一つにおき、残虐行為の文脈と衝撃に焦点を合わせた一連の意図的な質問を準備して、証言の収集にあたった。また、文化や宗教的シンボルの破壊、共同体住民の殺害・遺体損傷への住民の強制関与など、従来の人権侵害調査には該当しない行為も調査の対象に含め、コミュニティ全体の傷痕の深さを明らかにし、修復に必要な措置を勧告した点も評価される。

レミーの代表の一人フリオ・カブレラ司教は、アニマドールス (animadores) と呼ばれる共同体在住の人々が証言収集に当たった点が、他の真相究明活動にみられない重要な特徴であると指摘している。

175人のアニマドールス (男性が114人、女性が61人) が、証言を収集し、整理に当たりました。この人たちの存在が非常に重要でした。アニマドールスは皆、謙虚で素朴な人たちで、出身地で顔なじみの信頼を得られる人々でした。共同体ごと選ばれたケースもあります。アニマドールスは、給料をもらわず、交通費などの実費だけで活動に当たりました。活動を支えたのは、真実への強い関心と家族や共同体、マヤ民族に起こったことを二度と引き起こしてはならないという決意でした。レミーの活動をとおして真実が明らかにされるまでは、殺された人々が危険人物で悪人だというような形で歴史が強弁されてきたのです。

証言の収集は、15の先住民の言語を用いて行われました。たんなる情報収集を目的とした、よそよそしいインタビューではなく、真実を語り、詳細を伝え、長い間隠されてきたことに光を当てることで、犠牲者に尊厳を与え、残されたものの心の傷を癒すための、対話がなされたのです。

アニマドールスが集めた証言が本の基盤になっています。丹念に証言を聞き、録音し、カードに記述しながら着実に証言が蓄積されていきました。動物よりひどい扱いを受けてきた人々の実態が明らかにされたのです。上からの歴史ではなく、人びとの生きる意味から発する本当の歴史、真の歴史が草の根から、アクター自身によって書かれていったのです。キチェ県だけで全体の半数にのぼる3000件の証言が集められました。本の半分は、キチェ県における暴力に当てられてい⁽⁴⁾ます。

カブレラ司教の言葉には、真相究明の意義に関する非常に重要な要素が込められている。第一に、個々人の迫害経験をより広い政治的文脈に統合することで、軍部の戦略の一環として殺害されたことを感情的に理解させ、残された者の自責の念を克服する手助けになることである。証言の聞き手

(4) 2000年11月5日、東京講演における発言。

は、犠牲者を理解しようと努める連帯心と共感をもった人物でなければならない。政治暴力のトラウマ分析の第一人者ヘルマンは、親族が「死んだ」ことを証言する相手に対して、聞き手は「殺害された」事実を強調すべきであると指摘する。悪人・悪事を正しく指摘し、断罪して、モラルの枠組みを再建することが生存者のメンタルヘルスに欠かせず、合法と非合法の境界線、社会的に許されることと許されないことの境界線を引きなおすために不可欠であるという (Herman 1992: 195)。

第二に、証言者との対話における聞き手の態度に関する問題である。徐京植は『断絶の時代 証言の時代』における高橋哲哉との対話のなかで、この問題に関してアーレントのいう責任=応答可能性 (responsibility) にも関わる重要な発言をしている。

アウシュヴィッツの多くの生き残りたちが異口同音に語るのは、自分たちの経験が他の人々になかなか伝わらないという苦悩である。真に筆舌に尽くしがたい経験は、それを話してもだれにも伝わらない、信じてもらえない。自分でもそれをうまく言葉にできない。そういう断絶に引き裂かれるような経験がある。そういう断絶こそが、政治暴力の時代としての20世紀を貫く経験として普遍的にあると私は思っている (徐 2000: 12-13)。

(ブリーモ・レーヴィーを引用して) だれも真剣に耳を傾けてくれない。証言は第二第三のアウシュビッツに対する歯止めにはなりえない。証言を証言として成立させるかどうかは、むしろそれを聞く側にかかっている。ほとんどの人々は、愚かさや浅はかさ、利己的な保身、自己中心的で根拠のない楽観、想像力の貧困や共感力の欠如、その他どんな理由からにせよ、証人の姿を見ず、証言に耳を傾けない。ここに、20世紀を特徴づける深い「断絶」が口を開けている。20世紀を特徴づけた政治暴力は、近代啓蒙主義以来の普遍的人間観をきびしい問いにさらした。それは被害者/加害者間はもちろんのこと、民族間、世代間、ジェンダー間に走るきわめて錯綜した断絶線を浮かび上がらせた。「人間」「文明」「正義」といった尺度そのものが、ここでいったん崩壊したとすらいえる (徐 2000: 150-151)。

虐殺の経験者が抱え込む深い断絶を超えるうえでの応答可能性という問題は、太田がスピヴァックを通して問いかけてきた「サバルタンは語れない」という問題にも通底する (太田 2001: 117)。証言者が誰であろうと「死にもの狂いで語ろうとする相手」に耳を傾けることは、聞き手に対して不可避的に責任を負わせる行為に転換するはずである。これをインフォーマントの発話として回収してしまう態度 (カブレラのいう「よそよそしいインタビュー」) は、ブリーモ・レーヴィーを最終的に絶望のあまり自殺に追い込んだ態度、ジャン・アメリーをして執拗なまでに和解を拒むと宣言させた態度と変わるところがない (レーヴィー 1980; アメリー 1984)。

この点において、レミーと南アフリカの真実和解委員会 (TRC) の手法は、それぞれ大きく異な

りながらも、応答可能性という責任を果たすことを目的としていると言える。TRCの任務は、アパルトヘイト時代の人権侵害について、①事実を調査すること、②加害者がすべての真実を告白した場合、法的責任を免除すること、③被害者に対する補償の提案を行うこと、の三点であった。恩赦を求める加害者が告白を行う公聴会の模様は、すべてテレビとラジオで中継されている。公開性と公正な手続き、加害者自身の告白の三点がTRCが果たした応答責任と言える。

永原によれば、TRCの「和解」の理念は、アフリカ人の側の一方的な「寛容さ」に支えられた、アパルトヘイトの図式を克服し、すべての人々の共存を実現することにおかれていた（永原 1998）。南アフリカでは人口比で圧倒的多数を占めるアフリカ人が政治権力を握った反面、経済力は依然としてアパルトヘイトの受益者であった白人層に留まったままである点を、一方的な「寛容さ」の背景として現実的に理解する必要がある（永原 1999：34-35）。

レミーの応答可能性について特筆すべき点は、公式の真相究明委員会の多くが勧告を付した報告書の公表をもって任務を終え、解散するのに対して、レミーは報告書の公表後も、これによって勇気づけられた人々の新たな証言を聞きつづけていることに加え、調査成果をコミュニティ単位で還元してゆき、和解のための土俵づくりに取り組んでいるところにある。

個々の証言のより幅広い政治文脈への統合、聞き手の応答可能性とならんで、カブレラ司教が指摘している真相究明活動の重要性は、「真実にもとづく歴史」の叙述と受容に関連する。長期にわたって全体主義の統制下に置かれ深刻なトラウマに捕らわれた人でも、再びコミュニティとつながり（reconnection）、アイデンティティと生きる目的・意味を取り戻してゆくことが可能である（Herman 1997）。だが、この過程で、帰属意識を回復すべきコミュニティ自体がジェノサイドの勃発を許し、受入れてしまった状態とは同じであってはならない。グアテマラのケースでいうならば、PAC幹部の日常的監視と統制をとおしてラディーノ軍事主義の楔が打ち込まれたままのコミュニティに、犠牲者が復帰して癒されることはありえないのである。太田は「未来のコミュニティへの帰属（re-membering）はマヤ民族の記憶の回復（remembering）と不可分である」という卓抜な表現で、真相究明委員会報告書の社会的受容に関する問題の本質を衝いている（太田 2001：173）。

「ごく私的な、いわば小文字で語られる経験が、大文字の国民の言葉にすりかわり、それぞれの国民の物語が不寛容に向かい合う」（藤原 2001：4）リスクは、国民を民族に置き換えて考えるならば、真相究明活動をとおした歴史と記憶の回復においてもたしかに発生しうる。南アフリカにおいても、証言者に限定される「被害者」もしくはANCによる歴史の独占という批判がすでにでているという。CEHやレミーが明らかにしたジェノサイドと残虐行為の諸要因が、ラディーノによるマヤの絶滅という図式に還元され、民族的な不寛容がかえって熟成されてしまうリスクの存在は否定できない。記憶の政治学とナショナリズムの共同幻想に関わる問題は、本稿の文脈からそれるので別の機会に論ずることにしたい。

おわりに

真相究明委員会が目指す「真相の究明」と紛争へ至る歴史的叙述は、アカデミックな歴史論争と比較して、目的限定的なものである。カブレラ司教のいう「人びとの生きる意味から発する本当の歴史」、remembering と reconnection が可能であるようなコミュニティを再建し、虐殺の歴史的記録への社会的判断とモラル責任を真っ向から問いかけ、加害者と傍観者に対してモラルの再建を迫ることを目的としている。果たして共同体から国際社会へ至る諸社会は死者と遺族からの必死の訴えに応答することができるのだろうか。

エルサルバドルにおける真相究明活動はもっとも強力な権限を付与されており、報告書には加害者の実名が記載され、勧告には法的拘束力が与えられた。だが、国連の検証と度重なる履行要請にもかかわらず、紛争犠牲者の尊厳と名誉の回復・賠償や政府の謝罪に関わる勧告はいっさい黙殺されたままである。グアテマラにおいても、レミーの報告書が出版された数日後に、代表のヘラルディ司教が惨殺されている。真相究明委員会の活動と報告書の出版だけでは、いかにその内容が優れていようとも、もしくは優れているがゆえに、真相を受け入れる社会的素地は形成されえない。

ジェノサイドは多数の傍観者の存在によって支えられてきた。グアテマラのマスコミ関係者の間では、レミーと CEH の報告を読んだ結果、虐殺当時のマスメディアの役割を反省する人びとがでてきているという。またグアテマラの唯一の国立大学であるサンカルロス大学の社会科学系学部ではレミーの報告書を必読文献に指定し、さまざまな講義やゼミナールで討論が続けられている。レミーをはじめ、ラテンアメリカ諸国の真相究明委員会の報告書は『二度と再び』と題されている。ジェノサイドの再発を阻止しえるかどうかは、法的正義や制度改革の遂行以上に、報告書に対する社会の応答能力 (responsibility) にかかっているように思えてならない。この点に関して、グアテマラ社会の応答能力は未知数状態にある。今後とも、以上の諸点に留意しながらレミーと CEH の勧告のゆくえを考察してゆきたい。

(専修大学経済学部教授)

引用文献

- ジャン・アメリー．1984．『罪と罰の彼岸』池内紀訳，東京：法政大学出版会．
Amadiume, Ifi & Abdullahi An-na'im eds. 2000. *The Politics of Memory: Truth, healing & Social Justice*, London, Zed Books
ハンナ・アーレント．1973 『人間の条件』志水速雄訳，東京：中央公論社
ブルーノ・ベトルハイム．1975 『鍛えられた心。強制収容所における審理と行動』丸山修吉訳，東京：

法政大学出版局

- Cabañas, Andrés. 1999. *Los sueños perseguidos: Memoria de las Comunidades de Población en Resistencia de la Sierra*. Guatemala. Magna Terra editores.
- CEH. 1999. *Guatemala, memoria del silencio*. Guatemala. UNOPS. 12 tomos.
- Diócesis del Quiché. 2000. *Memoria del Ixcán (1966-1992)*, Guatemala. Diócesis del Quiché.
- 藤原帰一. 2001. 『戦争を記憶する』東京：講談社.
- Hayner, Priscilla B. 2001. *Unspeakable Truths: Confronting State Terror and Atrocity*. New York and London. Routledge.
- Herman, Judith. 1992. *Trauma and Recovery*. New York. Basic Books.
- プリーモ・レーヴィ. 1980. 『アウシュビッツは終わらない』竹山博英訳, 東京：朝日新聞社
- Minow, Martha. 1998. *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence*. Boston. Beacon Press.
- 永原陽子. 1998. 「もう一つの『過去の克服』——南アフリカにおける真実と和解」『歴史学研究』707号
- 永原陽子. 1999. 「南アフリカの真実和解委員会」『アフリカレポート』28号
- Nino, Carlos Santiago. 1996. *Radical Evil on Trial*. New Haven. Yale University Press.
- ODHAG. 1998. *Guatemala: Nunca Más*. Guatemala. ODHAG. 4 tomos.
- 大串和雄. 1999. 「罰するべきか許すべきか」『社会科学ジャーナル』40号
- 歴史的記憶の回復プロジェクト編. 2000. 『グアテマラ 虐殺の記憶』飯島みどり・狐崎知己・新川志保子訳, 東京：岩波書店
- P. リクール. 1997. 「苦しみゆえの義務」(エリ・ウィーゼル/川田順三共編『介入? 人間の権利と国家の論理』廣瀬浩司/林修訳), 東京：藤原書店
- Schirmer, Jennifer. 1998. *The Guatemalan Military Project*. Philadelphia. University of Pennsylvania Press.
- 徐京植・高橋哲哉. 2000. 『断絶の時代 証言の時代——政治記憶をめぐる対話』東京：岩波書店
- T. トドロフ. 1986. 『他者の記号学』及川馥・大谷尚文・菊池良夫訳, 東京：法政大学出版局